

参考資料－2

東京都住宅政策審議会運営要綱

3住総企第183号
平成4年3月27日

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号。以下「条例」という。）第21条第5項の規定に基づき、東京都住宅政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、公開とする。

(部会の設置)

第4 条例第21条第4項の規定に基づき、審議会に企画部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、審議会の付託を受け、審議会への諮問事項その他必要な事項について調査審議する。

(部会の組織)

第5 部会は、会長が指名する条例第21条第1項第1号の委員（以下、「指名委員」という。）をもつて組織する。

2 部会に、部会長を置き、指名委員のうちから会長がこれを指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ指名委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

6 専門委員の任期は、専門事項の調査審議に必要な期間とする。

7 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

8 部会は、非公開とし、審議に関する資料は、原則公開する。

(関係者からの意見等の聴取)

第6 会長は、条例第21条第4項の規定に基づき、関係者から意見又は説明を聴こうとするときは、当該関係者にその旨を通知する。

2 部会長は、当該部会における調査審議のため必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴くことができる。この場合において、部会長は、当該関係者にその旨を通知する。

(幹事及び書記)

第7 審議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、会長又は部会長の命を受け、会務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年12月22日から施行する。

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。